



2022年3月8日

各 位

会 社 名 ヤマウホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 有 田 徹 也  
(JASDAQ・コード番号5284)

問 合 せ 先

役職・氏名 経営管理部長 倉 智 清 敬

電 話 092-872-3301

## 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき臨時株主総会の請求（以下、「本請求」という。）に関する書面（2022年2月28日付「株主総会招集請求書」）（以下、「本書面」という。）を2022年3月3日に受領し、本日3月8日に個別株主通知を受領・確認が完了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 請求者の概要

平松 裕将氏

請求者は、当社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き保有している株主であります。

#### 2. 本請求の内容

##### (1) 株主総会の目的たる事項

議題1 取締役 有田徹也氏解任の件

##### (2) 招集の理由及び議案の要領

本書面の「招集の理由」及び「議案の要領」の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

#### 3. 本請求に対する当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

以 上

(別紙) ※本書面の記載のままです。

## 第1 株主総会の目的である事項

議題1 取締役 有田徹也氏解任の件

## 第2 招集の理由

有田徹也氏は2020年12月25日開催のヤマウ臨時株主総会で株主(平松裕将)からの株主提案(取締役1名選任の件)を侵害し、株主の権利を奪った。

有田徹也氏は当時、取締役副社長の要職に在りながら、臨時株主総会開催スケジュールの誤り(営業日ベースで3日間しか猶予がない状況でヤマウに個別株主通知手続きを完了させて株主提案を行う事は不可能【不可能証明資料別紙参考】)であり、ヤマウの臨時株主総会開催スケジュールの設定に明らかな誤りがあり、株主提案権を行使できない臨時株主総会だった)を知りながら、強行突破的に臨時株主総会を開催した。

当時、ヤマウ執行役員だった倉智清敬氏を通じて株主(平松裕将)から再三に渡り開催スケジュールの誤りを指摘され再考を促されたが考えを改めないで強行開催した。よって、株主(平松裕将)から臨時株主総会取消訴訟を提起され、多数の人員、多額の弁護士費用でヤマウの株主資本をも浪費させ多大な損害を与え続け、上場企業としての信用も失われた。その中、現在係争中の裁判で有田徹也氏は下記の通り主張(下線\_原文のまま)している。【仮に原告(平松)の株主提案を招集通知に記載していた場合であっても、同議案が決議され原告が選任される余地は皆無】【原告(平松)の提案を本件臨時株主総会において検討、考慮することが必要、かつ、有益であったとは認められない】【仮に被告(ヤマウ)の対応について何らかの違法性を観念し得るとしても、決して重大なものとはいえない】このように有田徹也氏は、裁判の中でも株主の権利を軽視し、愚弄し、冒瀆し続けている。株主提案議案は主権者である株主が株主総会の場で判断すべき事柄であるのに何を考えてか主権は己にあるものと思いついでいる。

有田徹也氏は上場企業経営者として求められる、株主の権利の確保、株主の利益、公正性、透明性などについての考えが皆無である事も明らかになった。よって、一刻も早くヤマウホールディングスに適正な企業統治体制を取り戻す為に有田徹也氏を即刻解任するために臨時株主総会を招集する必要がある。

## 提案事項

議題1 取締役 有田徹也氏解任の件

## 議案の要領

取締役 有田徹也氏を解任する。

## 提案理由

有田徹也氏は2020年12月25日開催のヤマウ臨時株主総会で株主（平松裕将）からの株主提案（取締役1名選任の件）を侵害し、株主の権利を奪った。

有田徹也氏は当時、取締役副社長の要職に在りながら、臨時株主総会開催スケジュールの誤り（営業日ベースで3日間しか猶予がない状況でヤマウに個別株主通知手続きを完了させて株主提案を行う事は不可能【不可能証明資料別紙参考】であり、ヤマウの臨時株主総会開催スケジュールの設定に明らかな誤りがあり、株主提案権を行使できない臨時株主総会だった）を知りながら、強行突破的に臨時株主総会を開催した。

当時、ヤマウ執行役員だった倉智清敬氏を通じて株主（平松裕将）から再三に渡り開催スケジュールの誤りを指摘され再考を促されたが考えを改めないで強行開催した。よって、株主（平松裕将）から臨時株主総会取消訴訟を提起され、多数の人員、多額の弁護士費用でヤマウの株主資本をも浪費させ多大な損害を与え続け、上場企業としての信用も失われた。その中、現在係争中の裁判で有田徹也氏は下記の通り主張（下線\_原文のまま）している。【仮に原告（平松）の株主提案を招集通知に記載していた場合であっても、同議案が決議され原告が選任される余地は皆無】 【原告（平松）の提案を本件臨時株主総会において検討、考慮することが必要、かつ、有益であったとは認められない】 【仮に被告（ヤマウ）の対応について何らかの違法性を観念し得るとしても、決して重大なものとはいえない】 このように有田徹也氏は、裁判の中でも株主の権利を軽視し、愚弄し、冒涇し続けている。株主提案議案は主権者である株主が株主総会の場で判断すべき事柄であるのに何を考えてか主権は己にあるものと思いついでいる。

有田徹也氏は上場企業経営者として求められる、株主の権利の確保、株主の利益、公正性、透明性などについての考えが皆無である事も明らかになった。よって、一刻も早くヤマウホールディングスに適正な企業統治体制を取り戻す為に有田徹也氏を即刻解任する必要がある。

以上

## 個別株主通知のご案内

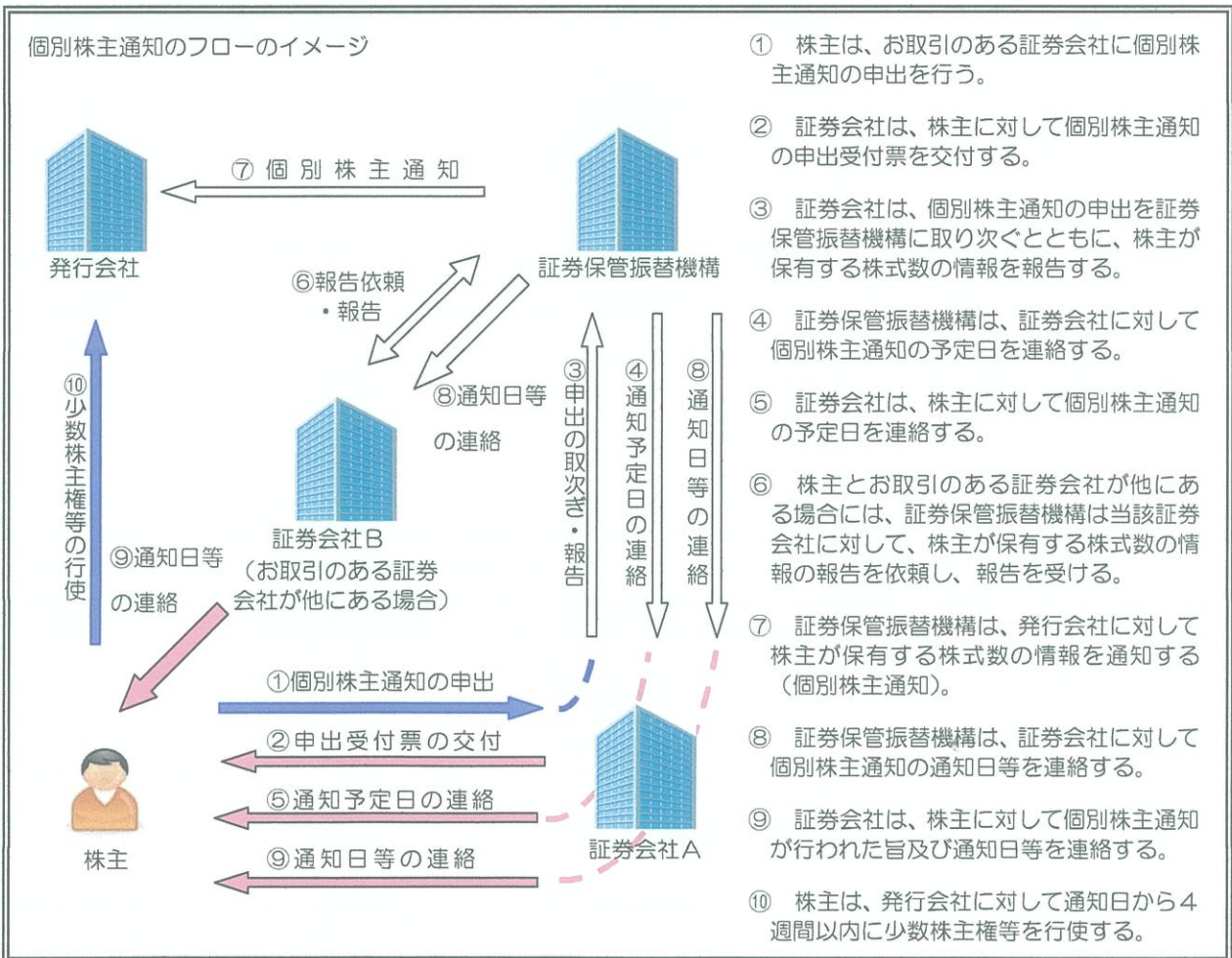
平成 29 年 4 月  
株式会社証券保管振替機構

株主が発行会社（上場会社等をいいます。以下同じ。）に対して少数株主権等を行使する場合に必要な個別株主通知の手続について、ご案内いたします。

### 個別株主通知の概要

発行会社は株主が保有する株式数の情報を常に把握しているわけではないことから、少数株主権等を行使する株主は、少数株主権等を行使する際にその行使要件を満たしていることを発行会社に知らせるため、事前に、証券会社等に対して個別株主通知の申出を行い、証券保管振替機構を通じて発行会社に保有する株式数の情報を通知する必要があります<sup>(注1)</sup>。

注1 社債、株式等の振替に関する法律第 154 条に定められています。





## 少数株主権等について

少数株主権等とは、1株以上の株式を保有していれば行使できる権利と、一定数又は一定割合以上の議決権、若しくは一定数又は一定割合以上の株式を保有していれば行使できる権利で、一定期間の株式の保有が求められている権利もあります。主な少数株主権等は以下のようなものです。

なお、少数株主権等を行う際の個別株主通知の要否、少数株主権等の行使要件及び行使期限等は、発行会社ごと、少数株主権等の権利ごとに異なりますので、詳細については発行会社にお問い合わせください。

会社法に定められた主な少数株主権等	権利行使の要件 <sup>(注2)</sup>
・議事録の閲覧・謄写を請求する権利	1株以上の株式を保有
・株主総会の招集を請求する権利	議決権の100分の3以上を行使前6か月継続保有
・株主総会において議題を提案する権利	議決権の100分の1以上又は300個以上の議決権を行使前6か月継続保有
・会計帳簿の閲覧・謄写を請求する権利	議決権の100分の3以上又は発行済株式総数の100分の3以上の株式を保有

注2 発行会社によっては要件が緩和されている場合があります。

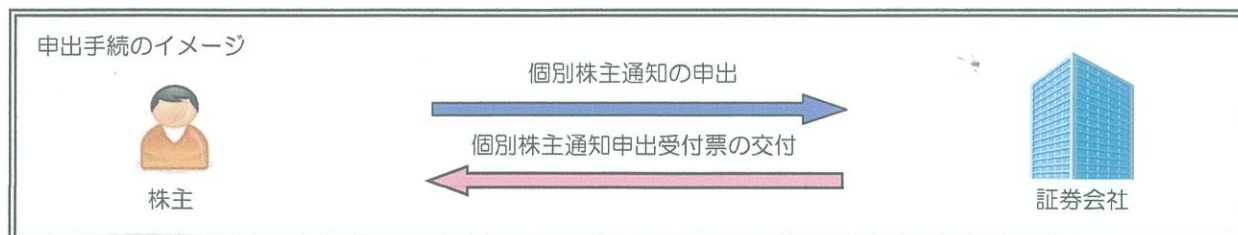
### 【少数株主権等を行う際の留意点】

- ① 基準日時点の株主に対して与えられる、株主総会で議決権を行使する権利、配当を受ける権利、株主優待を受ける権利等の権利は少数株主権等ではありません。このため、これらの権利の行使には個別株主通知の手続きは不要です。
- ② 行使期限が定められている少数株主権等を行う場合には、当該期限前に、発行会社に個別株主通知が通知されている必要があります。

## 証券会社等への個別株主通知の申出手続き

個別株主通知の申出は、お取引のある証券会社等に対して行ってください。

証券会社等に対して個別株主通知の申出を行うと、株主に「個別株主通知申出受付票」が交付されます。この「個別株主通知申出受付票」は、発行会社に対する少数株主権等の行使の際に必要となりますので適切に保管してください<sup>(注3)</sup>。



注3 発行会社によっては「個別株主通知申出受付票」が不要な場合があります。

#### 【個別株主通知の申出の際の留意点】

- ① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、原則として、少数株主権等の行使の対象である銘柄を管理する証券会社等のうちの1社に対して個別株主通知の申出を行えば、申出を行った証券会社等以外の証券会社等で管理されている株式数も含めて、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されます<sup>(注4)</sup>。
- ② 発行会社に通知される株式数の情報は、受渡済みの株式数のものとなりますので、個別株主通知の申出の直前に株式を買い付けた場合であって、当該株式を含めた個別株主通知を行う必要があるときは、当該株式の受渡日<sup>(注5)</sup>の翌日以降に申出を行ってください。
- ③ 証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所が変更されている場合には、個別株主通知の申出と併せてこれらの変更手続きを行ってください。
- ④ 複数の株主が共同して少数株主権等を行使する場合には、少数株主権等を共同行使する株主全員がそれぞれ個別株主通知の申出を行う必要があります。
- ⑤ 通常の個別株主通知とは別に、個別株主通知の申出をした証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とする一部通知という仕組みを選択することも可能です。

注4 それぞれの証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所等が異なっていること等により、証券保管振替機構において同一の株主と認識できない場合等には、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されないことがあります。

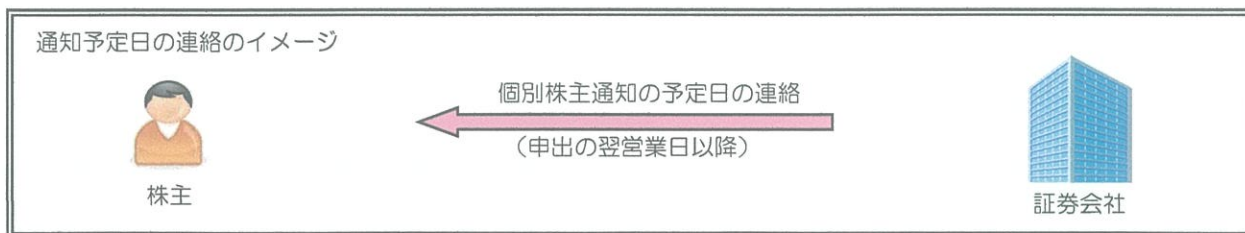
注5 買い付けした株式の受渡日については、当該株式を買い付けた証券会社等にお問い合わせください。

### 個別株主通知の通知日程



個別株主通知は、標準的な通知日程では、申出日の4営業日後の日に発行会社に通知されますが、お取引のある証券会社等によって発行会社に対する通知日は異なり、申出日から10営業日程度を要する場合があります。

また、個別株主通知の予定日は、お申出の翌営業日以降に、証券会社等から連絡されます。



#### 【個別株主通知の通知日程の留意点】

- ① 証券保管振替機構は、証券会社等から個別株主通知の申出の取次ぎを受けた後に、株主とお取引のあるすべての証券会社等を特定した上で、株主が保有する株式数の報告の依頼を行います。証券会社等によって、証券保管振替機構に対する報告に要する日数が異なるため、株主は、申出時点で個別株主通知の予定日を確認することはできず、証券会社等からの連絡によって初めて確認することができます。

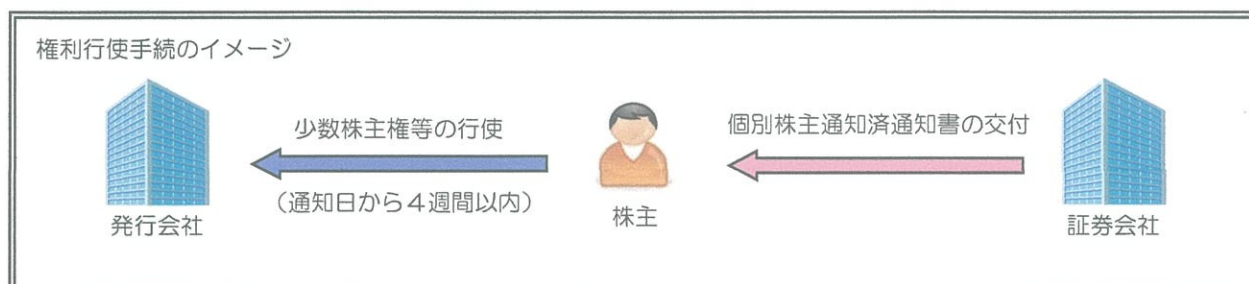


- ② 個別株主通知の申出をした証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とする一部通知の申出を行った場合には、行わなかった場合と比較して、通知日程が概ね短縮されますので、お急ぎの際は一部通知のご利用もご検討ください。
- ③ 少数株主権等の権利行使に期限が設けられている場合には、標準的な通知日程にかかわらず、お早めにお申出ください。

## 発行会社への権利行使の手続

発行会社に対して個別株主通知が行われると、証券会社等から、株主に個別株主通知が行われた旨及び通知日等が記載された「個別株主通知済通知書」が交付されます。

少数株主権等の行使は、この個別株主通知の通知日から4週間以内に発行会社に対して所定の書類を提出して行う必要があります。



### 【少数株主権等の行使の際の留意点】

- ① 個別株主通知によって、株主の氏名又は名称、住所、個別株主通知の申出受付日、対象期間(申出受付日の前日から6か月と28日前の日～申出受付日の前日)における保有する株式数と増減等の情報が発行会社へ通知されます。
- ② 証券会社等から「個別株主通知済通知書」を受領した際は、個別株主通知の対象銘柄及び発行会社に通知された株式数等の情報をご自身のご認識していた内容と一致していることをご確認いただくとともに、個別株主通知の通知日をご確認ください。なお、個別株主通知の対象銘柄が複数の証券会社等で管理されている場合には、それぞれの証券会社等から「個別株主通知済通知書」が交付されます。
- ③ 少数株主権等を行行使する際は、「個別株主通知申出受付票」、「本人確認書類」、「行使内容の分かる書面」が必要になりますが、発行会社によっては不要とされる場合またはこれら以外の書類が必要な場合もありますので、少数株主権等の行使の具体的な手続については、発行会社にお問い合わせください。
- ④ 複数の株主が共同して少数株主権等を行行使する場合には、少数株主権等を共同行使する株主全員の個別株主通知が行われた後に、当該個別株主通知の中で、発行会社に最も早く通知された個別株主通知の通知日から4週間以内に少数株主権等を行行使する必要があります。